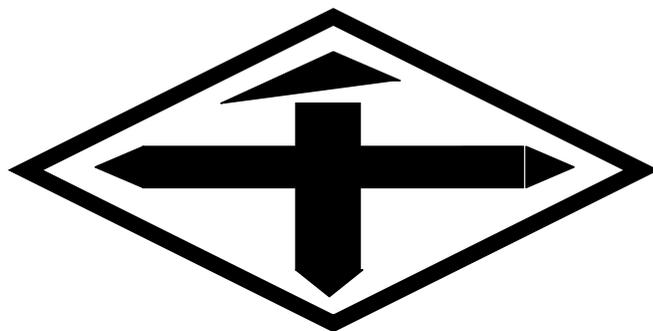


令和6年度 いじめ防止基本方針



◆ 目 次 ◆

| | | | |
|-----|-----------------------|-------|----|
| I | いじめ問題に対する基本的認識 | | 1 |
| II | 推進体制 | | 1 |
| III | いじめの未然防止のための取組 | | 2 |
| IV | いじめの早期発見に向けての取組 | | 3 |
| V | いじめに対する早期対応 | | 4 |
| VI | 重大事態への対処 | | 7 |
| VII | 点検・評価等について | | 8 |
| 別紙1 | 令和6年度 いじめ問題・不登校対策年間計画 | | 9 |
| 別紙2 | 八幡浜市立千丈小学校生徒指導全体計画 | | 10 |
| 別紙3 | いじめ発見のチェックポイント | | 11 |
| 別紙4 | 重大事態の対応フロー図 | | 15 |

八幡浜市立千丈小学校

千丈小学校いじめ防止基本方針

八幡浜市立千丈小学校

I いじめ問題に対する基本的認識

1 いじめの定義

「いじめ」とは、本校の児童に対して、本校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止対策の基本方針

- (1) いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように対策を行う。
- (2) 全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行う。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

3 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

II 推進体制

いじめをなくすためには、学校・家庭・地域社会の関係者が、子どもの実態について情報交換を行い、対応策を協議する中で、子どもの健全育成に努めていく必要がある。

1 校内推進体制

- (1) 職員会での共通理解
 - ・ 定例職員会における、生徒指導上の共通理解並びに情報交換
 - ・ 校内研修におけるいじめ問題を始めとする生徒指導に関する計画的な研修
- (2) 生徒指導部会の運営
 - ・ 校務分掌における生徒指導部の役割分担の明確化
 - ・ 定期的な生徒指導部会の開催（毎月末）

- (3) 児童の実態把握
 - ・いじめの早期発見と児童の実態把握のための取組
- (4) 児童会活動の支援
 - ・児童会への指導
 - ・委員会活動の主体的な活動への支援

2 三層の情報環流方式

(1) 千丈小学校区内いじめ対策委員会

千丈小学校区内における子どもたちが心身ともに健全に育つため、地域が一体となって連携を密にし、子どもたち一人一人の人権を尊重し、生命を大切にする環境づくりに努めると共に、いじめ根絶のための活動を推進するために、教職員、保護者、校区内の関係者による「校内いじめ対策委員会」を設置する。

(2) 松柏ブロック子育て推進の会

松柏ブロックにおけるすべての子どもたちが、心身ともに健全に育つため、地域が一体となって連携を密にし、いじめ根絶のための活動を推進するとともに、子どもたち一人一人の人権を尊重し、生命を大切にする環境づくりに努めるためにブロック内の関係者による「松柏ブロック子育て推進の会」を設置する。

なお、本会は「松柏の子どもをまもり育てる協議会」を兼ねる。

(3) 八幡浜市いじめ対策委員会

八幡浜市では、いじめ問題の解決のため、「八幡浜市いじめ対策委員会」が置かれている。なお、同対策委員会は、「八幡浜市児童生徒をまもり育てる協議会」と兼ねる。

3 職務別の役割

いじめ問題等に組織的に対応していく上で、それぞれの職務に応じて任務を遂行していく必要がある。本校では、八幡浜市教育委員会作成の「いじめ問題ハンドブック」によりその任を務めていくこととする。

III いじめの未然防止のための取組

1 いじめ問題・不登校対策年間計画（別紙1）

2 全教育活動を通じた生徒指導（別紙2：「生徒指導全体計画」）

(1) 教科指導における生徒指導との関連

教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感や自尊感情を育むことができるように努める。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

目標・指導・評価の一体化により「基礎・基本」の確実な定着を目指した授業改善に努める。

イ 基礎学力の定着

- 「チャレンジタイム」の計画的な実施
- 「補充学習」の実施（毎週金曜日の放課後）

(2) 道徳教育の充実

道徳科の時間では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、いじめの問題について考え、議論する道徳を実践し、教育活動全体を通して指導の浸透を図る。そして、見て見ぬ振りをする事や知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(3) 特別活動・総合的な学習の時間等における生徒指導との関連

児童自らいじめの問題について考え、議論する活動や児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる活動を通して、自己有用感を高め、いじめ撲滅や命を尊ぶ雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

ア 主体性・自律心の育成

- 「挨拶・返事・靴並べ」の徹底

イ 基本的な生活習慣の育成

- 「良質な睡眠」「忘れ物ゼロ」「ノーゲーム・ノーネットデー」の家庭との協力

ウ いじめをしない、許さない、見逃さない風土づくり

- 全員出席の日の推進
- 「みんなで遊ぶ日」の実施

エ 人とつながる喜びを味わう体験活動

- 「ふれあいあいさつ活動」の推進（地域との連携）
- 集会活動の実施
- 「交流学习」「ふれあいパーク」の実施（他校交流）

3 校内研修

(1) 職員会での共通理解

いじめ問題に関する基本的認識、子どもを受容・共感していく態度、問題発生時における適切な対処について、子どもの実態など、子どもの出すサインを見逃さないよう努めること、指導の在り方や学級担任が一人で問題を抱え込まないことなど、教職員の共通理解を図る。

また、配慮を要する子どもを中心に情報交換を行う。

(2) 生徒指導部会の運営

いじめ問題について組織的に対応していくために、定期的に「生徒指導部会」を開催する。児童の現状を基に、過年度における課題から、予想される問題を事前に検討し、重点的に指導を行う。

(3) 校内研修による教師力の向上

教職員のいじめに気付く力を高めるために、いじめ問題に関する基本的な姿勢、共感的な態度、カウンセリング技能、情報モラル教育等の研修を行う。

外部講師として、教育センター指導主事、県教委指導主事等を積極的に招聘する。

4 評価

基本方針が機能しているかを点検・見直すPDCAサイクルを生かし評価していく。

(1) 学校評価の活用

教職員・児童・保護者のアンケートにより基本方針が機能し、いじめ問題の未然防止の取組が適切に行われているか評価する。

(2) 学校・保護者・地域関係者による評価

「校内いじめ対策委員会」「松柏ブロック子育て推進の会」において評価する。

(3) 平成18年度文科省通知「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」の活用による評価の実施

IV いじめの早期発見に向けての取組

1 いじめの早期発見のために

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童・保護者との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

2 早期発見のための手立て

(1) 日常的な取組

ア 日々の観察

中休みや昼休み、清掃時間、放課後などに児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教師がいる」ことを目指し、①声かけ ②遊び（教師も） ③巡視 ④観察を行う。

イ 日記指導

担任と児童または保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係を構築し、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問などを実施し、迅速に対応する。

ウ 「支援ファイル」への記載

学級全体や一人一人について、日々の出来事で、気になることについて、事案や指導事項を記録し、蓄積していく。管理職が定期的に閲覧することにより、課題を早期に把握し、迅速に対応する。また、必要に応じて「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。

(2) 発見のチェックポイント（別紙3：「いじめ発見のチェックポイント」）

いじめ発見のチェックポイント」を毎日の観察に活用して、小さなサインを見逃さず、早期発見に努める。別紙3は、常に確認できるよう手元に置いておく。

(3) 教育相談活動

日常的な教育相談を機能させるとともに、定期的な教育相談活動を行う。
毎月第2週を教育相談週間とする。

(4) いじめ実態調査アンケート

次のアンケートを定期的に行い早期発見に努める。

- 「いじめ調査票」アンケート（児童対象） 毎月末
- 「仲間づくり」アンケート（児童対象） 毎学期
- 「やわたはま元気ノート」の活用（児童対象） 毎学期
- 「家庭で気になること」調査（保護者対象） 毎学期
- 「いじめ問題対策」アンケート（保護者・教職員対象）

(5) 家庭・地域・関係諸機関との連携・啓発

ア 基本方針のホームページでの公開

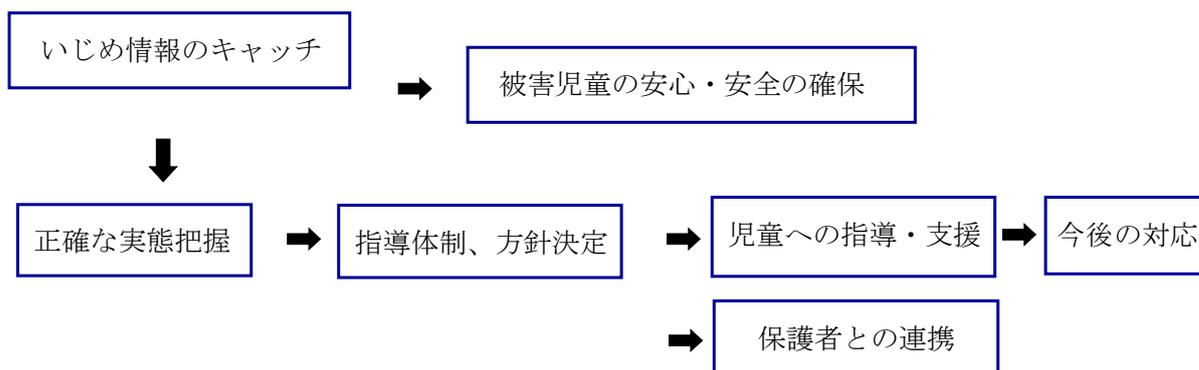
イ 学校通信、PTA役員会・総会での説明

ウ 外部関係機関（市教育委員会、総合教育センター、SC）との連携

V いじめに対する早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



2 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、そのとき、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、直ちに、学級担任、生徒指導主事に連絡し、管理職に報告する。

- (1) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す
- (2) 事実確認と情報の共有(把握すべき情報例)

○ 「加害者と被害者の確認」「時間と場所の確認」「内容」「背景と要因」「期間」

3 いじめが起きた場合の対応

- (1) いじめられた児童に対して

ア 児童に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

イ 保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問などで保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を図りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

- (2) いじめた児童に対して

ア 児童に対して

- いじめているときの気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

イ 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などをいっしょに考え、具体的な助言を

する。

ウ 周りの児童たちに対して

- 当事者だけの問題に留めず、学級及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例などの資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

エ 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- 教育相談、日記などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方に、カウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに当たる。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

4 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷などをインターネット上のWebサイトの掲示板に書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止のために

学校のきまりの遵守・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

ア 保護者との連携

- パソコンや携帯電話を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングや危険から守るためのルール作りを依頼する。
- 保護者への啓発のポイント
 - ・携帯電話をもたせる必要性について
 - ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や個人情報の流失やスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっていることを認識すること
 - ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えることを認識すること
 - ・家庭でトラブルや小さな変化に気が付いたときは、躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

イ 情報モラルに関する指導の際、児童に理解させるポイント

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること

- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
 - 一度流失した情報は、簡単に回収できないこと
- (3) 早期発見・早期対応のために
- ア 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む。
 - イ 学校、保護者だけでは解決が困難な事例では、警察等の専門機関と連携する。
 - ウ 被害の拡大を防ぐために、専門機関に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。

VI 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- (1) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」
- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等を想定
- (2) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
- 年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に対応
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。

2 重大事態への対処（基本姿勢）

- (1) 重大な被害が生じた児童の生命及び身体等を守り通す。
- (2) 重大な被害が生じた児童を常に把握するための対応を設定する。
家庭との連携 学校での見守り（登下校含）
- (3) 教職員で情報を共有する。また、そのための定期的な情報交換の場を設ける。
- (4) 全児童への支援・指導方針を明確にし、全教職員で当たる。
- (5) 全保護者への報告の機会を速やかに設ける。

3 重大事態への対処（別紙 4：「重大事態の対応フロー図」）

- (1) 重大事態が発生した旨を、八幡浜市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 「いじめ対策委員会」を開催し、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (4) 八幡浜市教育委員会との協議の下、警察等の関係機関への報告をし、連携を図る。
- (5) 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。
- (6) 解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者などの関係機関や弁護士などの専門家を交えて協議し、早期の解決を目指す。
- (7) 心のケア
 - 健康観察などにより児童の異変を把握し、心の問題の性質を見極め、必要に応じ保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任や養護教諭をはじめ、校内組織として連携して組織的に支援に当たる。
 - 上記の支援に基づき、学校カウンセラーなどの支援を受ける。

4 重大事態への対応の留意点

児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

VII 点検，評価等について

1 点検について… 設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

- ① 「学校いじめ防止基本方針」運用状況調査（いじめ対策推進委員会）
 - 各項目についての実施状況及び運用上の不都合な点等の調査及び改善

2 評価について

- ① 学校評価委員会…いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。
- ② いじめ防止対策委員会…本基本方針運用状況について意見聴取する。
- ③ 教育委員会報告…評価内容を市教委へ報告する。

3 改訂について…本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のために、より実効的に取り組めるよう、必要に応じて改訂する。

付則

この基本方針は、平成 26 年 1 月より運用する。

平成 26 年 4 月 1 日、一部改訂。

平成 27 年 4 月 1 日、一部改訂。

平成 29 年 4 月 1 日、一部改訂。

平成 30 年 4 月 1 日、一部改訂。

平成 31 年 4 月 1 日、一部改訂。

令和 3 年 4 月 1 日、一部改訂。

令和 6 年 4 月 1 日、一部改訂。